

枚方市内部統制に関する基本方針

～仕事を見える化し、更なる信頼される市役所を目指して～

1 基本的な考え方

今日の人口減少、少子高齢化並びに経済低成長により、今後、財政がますます厳しさを増す中において、本市を「豊かで誇りある枚方」へと成長させ、「選ばれるまち」としての評価を確かなものとしていくためには、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供するとともに、行政運営を適正かつ効率的・効果的に行っていく必要があります。

行政における内部統制は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための仕組みです。

枚方市は、内部統制に関する基本方針を策定し、その体制を整備するとともに、公務能力を一層高めることにより、市民に信頼される行政運営の確立に取り組みます。

2 内部統制の目的と取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務に潜むリスクを把握し、業務手順の明確化や見直しにより、効率的かつ効果的な業務の執行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

適正な財務事務の手続を徹底し、予算、決算等に係る財務報告等の信頼性の確保に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務の執行が地方自治法その他の法令等に適合し、公正・公平に行われるよう、職員一人ひとりが法令等を遵守します。

(4) 資産の保全

市が保有する資産の有効な利活用を図るとともに、適正な手続に基づく取得、使用、処分等により、その保全に取り組みます。

3 内部統制の対象事務

内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務を中心に、当該事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要があるもののうちから、市長が定めるものとします。

4 内部統制の有効性の確保

(1) 全庁的な推進・評価体制の構築

内部統制を全庁的に推進するため、市長をトップとする組織を設置し、全庁的な内部統制の推進・評価体制を構築します。

(2) 事務執行におけるリスク管理・モニタリング

事務執行におけるリスクの発生を未然に防止するとともに、当該リスクが顕在化した場合における影響を最小限に抑えるため、そのリスクの識別、分類、分析及び評価を行い、その対応策を整備します。また、内部統制の有効性を検討・評価するため、日常的モニタリング等を行います。

(3) 内部統制評価報告書の作成及び公表

毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について評価するとともに、その結果について内部統制評価報告書を作成し、公表します。

(4) 市議会及び監査委員との連携

内部統制をより効果的に推進していくため、市議会及び監査委員との情報の共有を図ります。

5 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果並びに市議会及び監査委員の意見を踏まえ、内部統制について必要な見直しを行います。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見隆